

課題解決型医療福祉機器等開発事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内の医療関連産業の振興及び社会的課題の解決に向け、救急・災害現場で有効に活用できる製品開発を支援するため、県内事業者に対し福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「県内事業者」とは、県内に事業所を置く法人格を有する事業者（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき認証を受けた特定非営利活動法人を含む。）又はそれらの者で構成される団体をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金は、別表第1に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する際に要する別表第2に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助対象事業を実施する事業者等（以下「補助事業者」という。）へ交付するものとし、その額は、補助対象経費に別表第3に掲げる補助率を乗じた補助金額とする。ただし、次項に掲げる「みなし大企業」は、別表第3における「大企業」の補助率とする。

2 この要綱における「みなし大企業」とは、次の各号のいずれかに該当する中小企業をいう。

- (1) 発行済み株式の総数の又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に定める者で、中小企業以外の者をいう。以下同じ。）が所有していること。
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること。
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めていること。

3 補助事業者は、当該補助金の交付決定を受けるときまでに、県内において地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第4項に規定する地域経済牽引事業計画の承認を受けなければならない。

4 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者が役員に含まれている県内事業者は、交付申請をすることができない。

5 知事は、前項に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、警察本部長あてに照会することができる。

(補助の対象及び補助額)

第4条 当補助金は、補助事業を実施する際に要する別表第2に掲げる補助対象経費について補助するものとする。また、その額や補助率は別表第3に掲げるとおりとし、予算の範囲内で知事が定める額とする。

(交付の申請及び申請書の様式)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者等（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に知事が定める書類を添えて知事に提出しなければならない。その提出期限は、知事が別に定める日とする。

(変更の承認申請)

第6条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときには、あらかじめ事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、補助目的に変更をもたらさない範囲で、次に掲げる場合を除く。

(ア) 補助対象経費の各配分額の10パーセント以内の流用増減を行うとき。

(イ) 補助対象経費の各配分額の20パーセント以内の減少が生じたとき。

(2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。

(イ) 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部の変更である場合。

(3) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事故等の報告)

第7条 補助事業者は、規則第6条第1項第3号により、知事に報告して指示を受けようとする場合は、事故等報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

3 第1項の規定による概算払による交付は1回限りとし、概算払請求額は、交付決定額の2分の1を上限とする。

(状況報告)

第10条 規則第11条の規定による状況報告は、知事が求めた場合、実施状況報告書(様式第5号)を速やかに提出しなければならない。

(完了報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに完了報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、実績報告書(様式第7号)を知事に提出することにより、事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して10日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 補助事業者は前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、法令、条例、規則、本要綱又は法令、条例、規則若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
- (4) 交付の決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (5) 補助事業者が次の一に該当するとき。

イ 役員等(補助事業者の役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 補助事業者が、イからホまでのいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、知事が補助事業者に対して当該契約の解除を求め、補助事業者がこれに従わなかったとき。

2 知事は、前項の取消しをした場合において既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されている場合、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（補助金の交付の請求）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助金交付請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第15条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、その他の備品（以下「備品等」という。）とする。

3 補助事業者は、補助事業により備品等を取得し、又は備品等の効用が増加したときは、取得財産等管理台帳兼取得財産等明細表（様式第9号）を記帳整理し、これを保管しなければならない。

4 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

5 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

6 知事は、前項の承認に係る財産を処分したことにより補助事業者収入があったときは、当該事業者に対し、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納入させることが

ある。

(会計帳簿の整備等)

第16条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第17条 補助事業者は、規則第4条第1項の規定に基づき補助金の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(実施結果の事業化及び報告)

第19条 補助事業者は、補助事業の成果の事業化に努力しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に係る過去1年間（補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度については、補助事業実施年度を含む）の事業化状況について、事業化状況報告書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、前項の報告をした場合において、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第20条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、前条第2項の事業化状況報告書にその旨を記載しなければならない。

(成果の発表等)

第21条 知事は、補助事業が完了したときは、補助事業者にその成果を発表させることができる。

2 知事は、補助事業者に対し、補助事業に基づき取得した成果の利用について指示することができる。ただし、特許出願に係る成果の利用指示は、特許法（昭和34年法律第121号）第64条の規定に基づく出願公開後に行うものである。

(収益納付)

第22条 知事は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助事業者が産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与により収益が生じたと認めるときは補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

2 前項に基づく納付は、補助事業の完了年度の翌年度以降5年間とする。

(書類の提出)

第23条 この補助金に関して知事に提出する書類は、正副1部とする。

(補則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

補助対象事業

| 分野 | 事業区分 |
|---------|--|
| 救急・災害分野 | 左記の分野において、毎年度知事が定める公募要領で設定されたテーマの課題解決に資する医療福祉機器等開発事業 |

別表第2

補助対象経費

| 経費区分 | 内 容 |
|-------|---|
| 謝金 | 補助事業を行うために直接必要で、外部の専門知識の提供等を得たものに対する謝礼 なお、諸謝金の単価は、補助事業者の規定によるが、業務の内容に応じた常識的な範囲とし、それに基づき支出するものとする。 |
| 旅費 | 補助事業を遂行するために必要とした旅費、滞在費及び交通費等であって、補助事業者の旅費規程等により算定された経費 |
| 事務経費 | 補助事業を行うために直接必要な以下の経費 (1) 通信・運搬経費 (2) 印刷製本費 (3) 使用料及び賃借料 (4) 補助事業に直接使用する実験棟、プラント、装置等の運転等に要した電気、ガス、水道等の経費（実施場所、装置ごとに専用のメーターが装備されている場合のみ対象とする。） (5) 知的財産権の先行調査および権利取得等に関する経費（拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費を除く。） (6) 国内外展示会出展等経費（当該補助事業の成果物を発表・出展するために要する経費等） (7) 薬事申請等関連経費（PMDA、FDA、CEマーク、第三者認証等に関する経費） ※以下の事務経費については対象とならない。 損失補填、借入に伴う支払利息、公租公課（消費税等）、不動産購入費、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のために税理士等に支払う費用、振込手数料、その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用 |
| 消耗品費 | 補助事業を実施するために直接必要な原材料費等（単年度で消耗してしまうもの、または税込み20万円以下のものを言う。） |
| 機械装置費 | 補助事業を実施するために直接必要な機械装置（ソフトウェアを含む）の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 ※消耗品として購入し、組み上げて1年以上使用するもので、かつ税込み20万円以上となるものについては、取得財産として報告すること。 |
| 外注費 | 補助事業を実施するために必要な外注や各種試験等に要する経費 |

| | |
|-------|---|
| | <p>費（ソフトウェアを含む）</p> <p>※開発・事業化の根幹となる取組の大半を外注することは認められない。</p> |
| 直接人件費 | <p>補助事業に直接従事した福島県内で雇用している者の人件費（基本給、賞与、諸手当等を含む。雇用形態は問わない。）</p> |
| 委託費 | <p>民間企業、大学、公設試験場等へ開発等の一部を委託する場合（試験・評価、知的財産権先行調査・出願等、市場調査等開発に必要な調査等の委託を含む。）に要する経費</p> <p>※委託を行う際には委託契約書を作成し、知的財産等の秘密保持、委託成果品の帰属等について規定すること。委託先において、委託費で購入または発生した財産は、知的財産権を除いて委託者の所有となる。</p> <p>※開発・事業化の根幹となる取組の大半を委託することは認められない。</p> |

注1 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とはならない。

- (1) 転用が可能と認められる機械装置等
- (2) 対象となる開発プロジェクトの終了後、当該開発プロジェクトに係る事業化以外に容易に他への転用が可能と認められる構築物等
- (3) 使用実績の把握が困難な材料等
- (4) 補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が難しい経費
- (5) 他の取引と相殺して支払が行われている経費

別表第3

補助額及び補助率

| 補助額（上限） | 企業区分 | 補助率 |
|------------|------|-----|
| 10,000千円以内 | 中小企業 | 2/3 |
| | 大企業 | 1/2 |

注1 中小企業の定義は下表のとおりとする。

| 業種 | 定義（従業員規模・資本金規模） |
|-----------|-------------------|
| 製造業、その他業種 | 300人以下又は3億円以下 |
| 卸売業 | 100人以下又は1億円以下 |
| 小売業 | 50人以下又は5,000万円以下 |
| サービス業 | 100人以下又は5,000万円以下 |

※国立研究開発法人である研究所、大学又は国立高等専門学校機構は、中小企業とみなす。